

参 考 資 料 1

古 橋 委 員 提 出 資 料

平成 17 年 11 月 24 日

社会保障審議会医療部会
部会長 鴨下重彦 殿

社会保障審議会医療部会委員
社団法人日本看護協会副会長
古橋 美智子

看護職員配置標準に関する日本看護協会の意見

1. 看護職員が実際に担当する患者数を勤務帯別に表示するなど、看護職員の配置をわかりやすく情報提供するための仕組みを設けること

医療法が定める看護職員配置の標準は「患者 3 人に対して看護職員 1 人以上」です。これは常に看護職員 1 人が患者 3 人を受け持っているように見えますが、実際は交代制勤務を行っているため、看護職員 1 人で昼間は約 10 人の患者を、夜間帯（22 時～5 時を含む 16 時間が「夜間」ですので、夕方や朝も夜間に含まれます）では約 20 人の患者を担当しています。このように実態から程遠く、患者・国民の誤解を生む表示方法を変更し、勤務帯別に看護職員 1 人あたりの担当患者数を図で示すなど、看護職員の配置をわかりやすく情報提供するための仕組みを設けることが必要です。

2. 一般病床（急性期的）や特定機能病院においては、最低でも夜間帯に看護師 1 人が受け持つ患者数を 10 人以下にすること

看護職員の適正な配置が医療安全の確保につながるということが明らかにされてきています。米国をはじめとする諸外国の研究では、看護職員配置の手厚さと、死亡率や術後の肺炎発生率など患者に有害な影響を及ぼす事象の減少との関連が解明されています。このような中、現行の看護職員配置「患者 3 人に対して看護職員 1 人以上」では、安全性及び質の観点からいかにも少ないことが問題です。

また、厚生労働省「医療制度構造改革試案」において在院日数を含む総治療期間の短縮が数値目標として掲げられ、大きな政策課題になってきています。しかし、特に急性期的医療を行う医療機関の在院日数を短縮するには、集中的な治療を安全に提供するために、看護師の配置基準を先進諸国並みに引き上げることが不可欠です。そのため、一般病床（急性期的）や高度な医療を提供する特定機能病院においては最低でも、夜間帯に看護師 1 人が受け持つ患者数を 10 人（およそ患者 1.5 人に対して看護職員 1 人以上）以下にすべきです。

さらに、医療のアウトカムが十分に公開されない中で規制を緩和すると、病院経営を優先するあまり、看護職員の配置の引き下げが行われる危険性が予測されます。安全・安心の医療を受ける患者の権利を守るため、ナショナル・ミニマムとしての看護職員配置標準の規制を、国の責務として堅持することが必要です。

3. 通院患者の高度医療や、生活習慣病悪化予防に向けた相談、また入院患者の退院支援相談への対応のため、外来機能に適した看護職員配置を検討すること

在院日数の短縮化により、医療ニーズの高い患者が通院する割合が増加しています。さらに、短期滞在（日帰り）手術やがん化学療法等高度医療への対応、救急におけるトリアージや、糖尿病などの生活習慣病重症化予防のための療養・生活相談対応、また入院患者の退院支援相談への対応など、外来機能の拡大化・多機能化が進んでいます。

特に近年、糖尿病、在宅酸素療法、HIV 相談、WOC（創傷・オストミー・失禁）、助産ケア等の看護外来開設により、看護師が通院患者に直接関わり、相談支援を行う事例が増加しています。以上を踏まえ、外来機能に適した看護職員配置を検討することが必要です。

4. 安全で満足のいくお産ができる体制を整備するため、新たに分娩数に応じた助産師の配置標準を設けること

少子化の時代に、安全で満足のいくお産ができる体制を早急に整備する必要があります。陣痛促進剤使用の適否など周産期医療をめぐる問題を解決するためには、自然の経過をたどるお産を独立して助産できる助産師を活用することが有効です。しかし、地域によっては周産期医療体制が不十分であり、特にそのような地域において、病院や診療所内に助産師によるバースセンターや院内助産院を新たに設置するといった取り組みを進めるとともに、分娩数に応じた助産師の配置標準を新たに医療法施行規則に設けることが必要です。

5. 精神病床入院患者の退院促進などの観点から、精神病床を一般病床と同様の看護職員配置標準とすること

精神病床については、大学附属病院（特定機能病院を除く）並びに内科、外科、産婦人科、眼科および耳鼻咽喉科を有する 100 床以上の病院では「患者 3 人に対して看護職員 1 人以上」の配置ですが、それ以外の病院では「患者 4 人に対して看護職員 1 人以上」と一般病床と格差があります。また、平成 18 年 3 月の経過措置終了後も、「当分の間、」「患者 5 人に対して看護職員 1 人以上」（補助者と合わせて「患者 4 人に対して看護職員 1 人以上」）の配置となっています。

しかし、精神病床入院患者の退院促進・社会復帰の促進は喫緊の課題であり、7 万 2 千人の社会的入院の解消をうたう厚生労働省の方針を具体化するために一般病床との格差を是正すべきです。最低でも一般病床と同様の配置標準にすべきであり、さらに、「当分の間」の停止もしくは期限明示を行うべきと考えます。

以 上

看護職員配置標準について

